

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 ～陸災防事業のご紹介～

当協会では、テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うための知識及び技能が確実に身に付けられるよう、特別教育に関する以下の事業を実施します。ぜひご利用ください。

各都道府県支部が実施する特別教育

- 特別教育のうち、学科教育(4時間)を実施します。(科目の省略は行いません。)
- 実技教育(2時間)は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した補助教材をご紹介します。
- 各都道府県支部において、テキスト発行後（6月以降）に準備が整い次第、順次開催します。詳しくは各支部にお問い合わせください。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

特別教育用教材等の頒布

- 安全衛生特別教育規程に定めるカリキュラムに準拠した特別教育用テキスト「テールゲートリフター作業員必携」（A4判約100ページ、頒価990円(税込)）を、6月1日発行予定です。（5月31日まで予約販売受付中です。）
- 特別教育の受講記録が記載できるポケットサイズ（A6判）の「テールゲートリフター安全作業ハンドブック」を、6月頃発行予定です。
- 学科教育の効果的な実施に役立つ映像補助教材（動画）を、7月上旬頃の発売に向けて準備中です。頒価等詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。

特別教育のインストラクター養成講習

- 社内で特別教育の講師となる方を対象とした講習です。「テールゲートリフター作業員必携」と映像補助教材を用いて、特別教育における教え方のポイントなどを教授します。
- 開催スケジュール、受講料など詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。
- インストラクター養成講習の受講を希望される方は、陸災防本部までご連絡ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの改正

今般の労働安全衛生規則改正に伴う施行通達（令和5年3月28日付け基発0328第5号）によって、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）が一部改正されました。

労働安全衛生規則の改正部分は、施行日前であっても、改正後のガイドラインに基づいた対策等を実施するようにしましょう。

1 テールゲートリフターによる労働災害の防止対策の新設

- 陸運事業者の実施事項に、次の項目が追加されました。

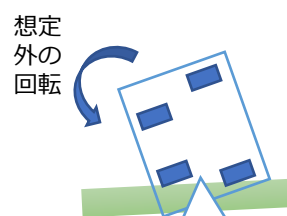
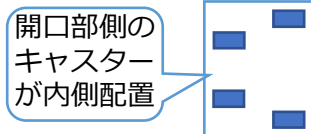
【テールゲートリフターによる労働災害防止対策】

ア テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。

イ 作業開始前及び定期にテールゲートリフターを点検すること。

ウ テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

- ① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。
- ② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。



短辺側をストッパーに当てると斜め配置に→キャスター旋回による転倒や荷崩れのリスク

2 ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策の充実

- (1) 陸運事業者の実施事項のうち、労働者の遵守事項に以下の項目を追加
 - ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターストッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。
- (2) 陸運事業者の実施事項に、以下の項目を追加
 - ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。
 - 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- (3) 荷主等の実施事項に、以下の項目を追加
 - 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
 - 荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。



3 関係法令の改正等への整合

- (1) 「安全带」を「要求性能墜落制止用器具」に改正
- (2) 昇降設備を使用する貨物自動車の最大積載量を、「5 t以上」から「2 t以上」に改正
- (3) 腰痛予防対策指針の通達番号の改正（平成25年改正を反映）

ガイドラインのあらまし及び全文は、こちらからご覧いただけます。

<http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/niyakusagyou-anzentaishaku-guideline.pdf>



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A①

昇降設備とその要件とは何ですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業者の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。

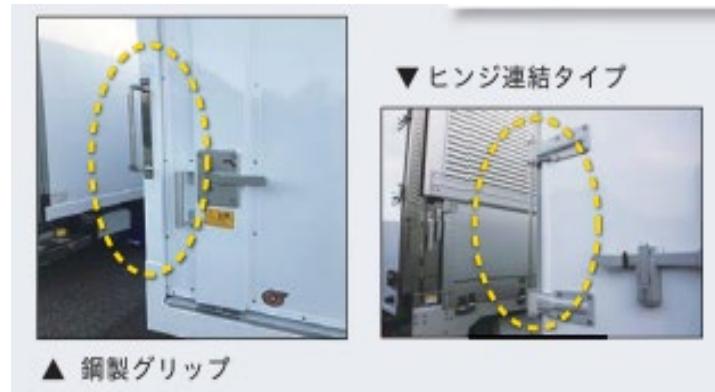


昇降設備の例



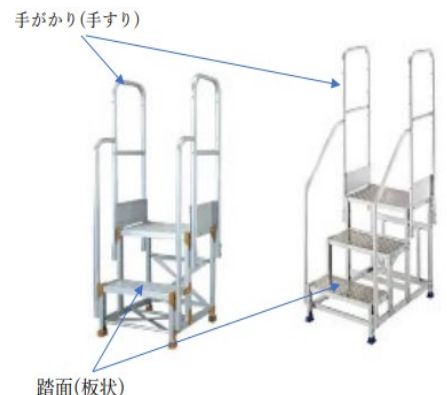
※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ◆ 安全に昇降できるよう、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、三点支持(両手、両足の四点のうち三点で身体を支えること)ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



安全な昇降設備とはどのようなものですか？

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。